

公開買付代理及び事務取扱契約書

ニッタク証券株式会社
大和証券株式会社

公開買付代理及び事務取扱契約書

ニッタ株式会社（以下「甲」という。）と大和証券株式会社（以下「乙」という。）とは、甲による金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含み、以下「法」という。）第27条の22の2以下に定める、発行者による上場株券等の公開買付けの方法による上場株券等（法第24条の6第1項に規定する上場株券等をいう。以下同じ。）の買付け（以下「本公開買付け」という。）に関し、本契約を締結する。

（本公開買付けの内容）

第1条 甲は、以下の基本条件に従って、本公開買付けを行うものとする。

①買付予定数：440,000株

但し、応募株券等（応募株主等（第3条第1項第①号に定義する。）が本公開買付けに応じて売付け等をした上場株券等をいう。以下同じ。）の合計が買付予定数（第2項に従い買付予定数を増加させた場合には当該増加後の数をいう。以下同じ。）を超えた場合は、法令の定めに基づき本公開買付けに係る公開買付届出書（その訂正を含み、以下「本公開買付届出書」という。）の記載に基づき、あん分比例方式により買付けるものとする。

②買付価格：普通株式1株につき金3,650円

③公開買付期間：2025年9月8日から2025年10月7日まで（東京時間）

④決済開始日：2025年11月4日（東京時間）

2. 前項各号に定める買付条件等を変更する場合は、法令並びに金融商品取引所及び日本証券業協会の諸規則（金融商品取引所による要請及び取扱い等を含む。以下「適用法令」と総称する。）に従って当該変更のために必要な手続がとられることを前提として、甲と乙との間の協議により書面により決定されなければならないものとする。

（指名及び事務委託）

第2条 甲は、乙を本公開買付けにおいて甲に代わり甲の上場株券等の買付けを行う代理人として指名し、また法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の2第4項に定める事務その他第3条に定める本公開買付けに係る業務（以下「本委託業務」という。）を甲の代理人として行うことを乙に委託し、乙はこれらを承諾する。

（本委託業務の内容）

第3条 乙は、甲の代理人として以下の各号に定める業務を行う。

①甲が法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の9に従い、公開買付説明書（その訂正に係る説明書を含み、以下「公開買付説明書」という。）を作成する手配（公開買付説明書の内容に関する助言を含まない。）をし、本公開買付けに係る上場株券等の売付け等を行おうとする者（以下「応募株主等」という。）に対して公開買付説明書を交付すること。

②応募株主等による本公開買付けの申込みに対する応募を受付けること（但し、公開買付期間最終日の16時（東京時間）までとする。）。

③本公開買付届出書の記載に基づき、応募株主等が本公開買付けに応募するために必要な書類を受領すること。

④本公開買付届出書の記載に基づき、応募株主等が法第27条の22の2第2項において

準用する法第27条の12に従って行う本公開買付けに係る契約の解除を受付けること（但し、公開買付期間最終日の16時（東京時間）までとする。）。

- ⑤応募株券等の総数が買付予定数を超えた場合に、第1条第1項第①号に定める方法により買付けを行う上場株券等の数を確定させること。
- ⑥本公開買付けが行われる場合に、応募株主等に対し、決済開始日後、買付代金（適用法令上必要な場合は、源泉徴収税を控除した金額）を支払うこと。
- ⑦本公開買付届出書の記載に基づき、本公開買付けが行われない場合に、必要な手続を行うこと。
- ⑧法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の2第5項及び金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含む。）第14条の3の3第5項に従い、公開買付期間終了後、遅滞なく買付け等に関する通知書を作成し、応募株主等に送付すること。
- ⑨甲が買付けた応募株券等を、速やかに甲に帰属させること。
- ⑩前各号に付随する一切の事項。但し、本公開買付けに関し適用法令上作成が必要となる書類の内容に関する助言を含まない。
- ⑪前各号に定める他、本契約において、乙が甲のために行うものとして定められている業務を行うこと。
- ⑫前各号に定める他、本委託業務に関し、適用法令の定めるところにより、乙が行うことを必要とされる行為をなすこと。

2. 前項第①号から第⑨号に定める委託業務については乙が本公開買付けの申込みに対する応募の受付けを行う範囲においてこれを履行するものとする。

（甲の表明及び約束）

第4条 甲は乙に対して、以下のことを表明し、約束する。

- ①法第166条第1項に規定する業務等に関する重要事実（以下「重要事実」という。）であって、法第27条の22の3第1項に基づく公表が必要な重要事実が存在する場合には、同項の規定に従い当該重要事実を公表すること、並びに本公開買付届出書、公告、公開買付報告書及び公開買付説明書の作成、買付条件等の変更、その他本公開買付けに関連して適用法令上必要とされる手続を適法かつ適式に行うこと。
- ②前号に基づき甲が作成又は提出する書類の写し（公開買付説明書を含む。）及び乙が本委託業務遂行のために必要と認める書類その他の情報を、乙が合理的に要求する部数により、甲の費用負担において乙に対し、速やかに提供すること。
- ③公開買付説明書、その他本公開買付けに関連して適用法令上必要とされる手続に従って作成又は乙に提供される書類、甲が発行又は承認するプレス・リリース及び本公開買付けに関して甲が自ら又は第三者を通じて対外的に開示するその他資料は、いずれも、重要な事項について虚偽の表示又は記載がなく、かつ記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の表示又は記載を欠くものではないこと。
- ④法第27条の22の3第2項及び関連する法令の定めに基づく公表及び通知が必要な重要事実が生じた場合に、直ちに乙にその内容を通知するとともに、同条及び関連する法令の規定に従いこれを直ちに公表し、公開買付けの申込みに対する承諾をした者等に当該公表の内容を通知すること。
- ⑤甲の上場株券等（法第167条第1項に定める上場等株券等をいう。）に関し、適用

法令に従った公表がなされていない法第167条第2項に規定する公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実を認識していないこと。

⑥法令の定めるところに基づき甲が行うべき取締役会の決議その他の手続を適法に行うこと。

⑦甲及びその子会社（以下、本号において「発行会社等」という。）、「発行会社等」の役員（企業内容等の開示に関する内閣府令第1条第31号イに定める役員をいう。以下同じ。）並びに発行会社等の主要株主（金融商品取引法第163条第1項に定める主要株主をいう。）及び重要な取引先が、反社会的勢力（日本証券業協会が定める定款の施行に関する規則第15条に定める反社会的勢力をいう。以下同じ。）に該当する事実はなく、反社会的勢力が、直接・間接を問わず、発行会社等の経営に関与している事実もない。また、発行会社等及び発行会社等の役員が、名目の如何を問わず、資金提供その他の行為を通じて反社会的勢力の維持・運営に協力若しくは関与し、又は意図して反社会的勢力との交流を持っている事実はなく、今後行う予定がない。

（公告）

第5条 本公開買付けに関する公告は、電子公告にて行い、その旨を日本経済新聞に掲載する。

（秘密保持）

第6条 甲及び乙は、本公開買付けに関して相手方から知り得る一切の情報のうち開示の際に秘密である旨が明示された情報（以下「本件情報」という。）について秘密として保持する義務を負い、相手方の書面による事前の承諾を得た場合を除き第三者への開示は行わず、また、本公開買付け以外の目的に流用しない。但し、次に掲げる情報は、「本件情報」に含まれないものとする。

①相手方当事者から開示された時点において、既に公知の情報

②相手方当事者から開示された時点において、既に自己が正当な手段を通じて有していた情報

③甲又は乙が独自に開発・取得した情報

④相手方当事者から開示された後において、正当な権限を有する第三者から守秘義務を負うことなく取得した情報

⑤相手方当事者から開示された後において、被開示当事者の責によらず公知となった情報

2. 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、甲又は乙は必要と認める本件情報を開示することができるものとする。

①乙が、本件目的の遂行のために、甲が採用する外部専門家に対し秘密情報の開示をする必要がある場合

②甲又は乙が、弁護士、公認会計士、税理士、司法書士等法律上の守秘義務を負っている者に相談する必要がある場合

③甲又は乙が、官公署、裁判所等の公的機関又は金融商品取引所、金融商品取引業協会等の監督機関に回答、報告、届出、申請等をする必要がある場合

④乙が、内部管理に関する業務（金融商品取引業等に関する内閣府令第153条第3項に定めるものをいう。）を行うために、乙の特定関係者（金融商品取引業等に関する内閣府令第153条第4項に定めるものをいう。）に対して秘密情報を開示する必

要がある場合

⑤乙が、利益相反管理のために、乙の親法人等又は子法人等（金融商品取引法第31条の4第3項及び第4項に定めるものをいう。）に対して情報を開示する必要がある場合

3. 甲及び乙は、前項に定める範囲内で第三者に情報を開示した場合、当該第三者がその情報を他に漏洩しても、その責を負わない。
4. 甲及び乙は、相手方に対して開示する個人情報の取得及び相手方に対する開示に関し、個人情報の保護に関する法律その他の関係法令（ガイドライン等を含む。）上要求される適正な手続きが取られていることを保証する。

（甲による通知）

第7条 甲は、本公開買付けを撤回しようとする場合、買付条件等を変更しようとする場合、公開買付開始公告、公開買付届出書及び公開買付説明書を訂正又は補足することが要求される事態が発生した場合並びに第4条に定める表明及び約束に違反していること又は違反するおそれがあることを認識した場合は、乙に速やかに通知するものとする。

（買付資金の送金）

- 第8条 甲は本公開買付けにより甲が買付ける合計株数に、第1条第1項に定める買付価格（買付価格を上げた場合には引上げ後の買付価格）を乗じて得られる金額を、2025年10月31日までに乙の指定する銀行口座に送金するものとする。但し、第1条第1項に定める公開買付期間が延長された場合には、当該延長に応じて合理的な変更がなされるものとする。
2. 前項に定める送金に伴う手数料等については、甲が負担する。

（報告）

- 第9条 乙は、公開買付期間を通じ、応募株主等の応募の状況を適宜、甲に報告するものとする。
2. 前項に定める他、乙は本委託業務の遂行に関し、甲が合理的な理由をもって要求する事項について甲に報告するものとする。

（手数料）

第10条 甲は、第8条第1項に定める送金と同時に、本委託業務の遂行に対する対価として別途定める手数料を、乙に支払うものとする。但し、本公開買付けによる甲の買付けが行われない場合には、本条に基づき甲が手数料の支払をなすべき日は、本公開買付届出書に記載される決済開始日の日本における一営業日前の日とする。

（補償）

- 第11条 本公開買付けによる甲の買付けが成立したか否かにかかわらず、甲は、自己が本契約に基づく義務の履行を怠ったこと（第4条に定める甲の表明及び約束の違反を含む。）により、乙が被った全ての損失、損害及び費用を乙に対して補償する。
2. 前項に定める他、乙が本契約に基づく義務を履行したにもかかわらず、甲の株主等（応募株主等を含むがそれに限られない。）、関係当局・機関その他の第三者が本公開買

付けに関して被った損失、損害若しくは費用を乙に対して請求し、又は乙に対して本公開買付けに関する訴訟その他の司法手続き若しくは審判手続き（以下「司法手続等」という。）が開始された場合、甲は、これらの防御又は解決に関して乙が負担する一切の費用を乙に対して補償する。

3. 乙は、乙が本契約に基づく義務の履行につき、善良な管理者の注意を怠ったことにより甲が被った損害又は費用を甲に対し補償する。

（訴訟等）

- 第12条 前条第3項の規定に基づき自己が補償を受けることとなる事態の発生を甲が認識した場合又は本公開買付けに関して甲に対して司法手続等が開始された場合は、甲は速やかに乙に対し書面により通知するものとする。但し、甲が乙に対しかかる通知をしなかった場合においても、かかる乙への通知の懈怠により甲が被り又は負担した損失、損害及び費用を除き、乙は前条第3項又は本項に基づく甲に対する債務を免除されない。乙は、甲に対して本公開買付けに関する司法手続等が係属している場合において甲から協力を求められた場合は、直ちに証拠資料の提供等必要な協力を行う。
2. 前条第1項及び第2項の規定に基づき乙が補償を受けることとなる事態の発生を乙が認識した場合又は本公開買付けに関して乙に対して司法手続等が開始された場合は、乙は速やかに甲に対し書面により通知するものとする。但し、乙が甲に対しかかる通知をしなかった場合においても、かかる甲への通知の懈怠より乙が被り又は負担した損失、損害及び費用を除き、甲は前条第1項及び第2項又は本条第2項及び第3項に基づく乙に対する債務を免除されない。甲は、乙に対して本公開買付けに関する司法手続等が係属している場合において乙から協力を求められた場合は、直ちに証拠資料の提供等必要な協力を行う。
 3. 本公開買付けに関する司法手続等の費用は、それらが乙の本契約に基づく義務の不履行に直接起因する場合を除き、全て甲が負担する。

（乙の免責）

- 第13条 乙は、本委託業務を行うにつき、応募株券等の権利の帰属については、何ら確認・調査の義務を負わないものとし、応募株券等が応募株主等に帰属しない結果、甲に生じる損失、損害又は費用について、一切責任を負わないものとする。

（費用の払戻し）

- 第14条 本公開買付けによる甲の買付けが成立したか否かにかかわらず、甲は、乙の請求があった場合、第10条に定める手数料の他、本委託業務の遂行に関連して乙が支払った以下の費用を、乙が支払ったこれらに関する消費税相当額とともに、直ちに乙に対して支払う。
- ①公開買付説明書その他本契約上乙に要求される書類の作成、印刷、公告、公表に関して生じた一切の費用
 - ②応募株主等への郵送に係る費用及び応募株券等の買付代金の送金に係る費用
 - ③本公開買付けに関し、乙が甲のために支払った交通費その他の費用

（反社会的勢力排除条項による契約の解除）

- 第15条 乙は、次の事由に該当したと判断した場合、甲に通知をすることにより直ちに本契約

を解除することができる。本条に基づく本契約解除の場合、甲及び乙は第11条に定める補償に関する債務を除き、本契約の義務から免れる。但し、乙は、本条に基づく解除により相手方当事者に損害が生じた場合であっても、当該損害を賠償する責めを負わないものとする。

第4条第⑦号に定める表明及び約束に虚偽があるか若しくは真実に反する合理的な疑いがあること又は重大な影響を与えるような変更が生じたこと若しくは変更が生じた合理的な疑いがあること

(完全条項)

第16条 本契約は、本委託業務に関する甲と乙との間の全ての合意事項を包含しており、本契約以外の本契約締結の日より前になされた全ての書面又は口頭による合意、表示又は通信に優先する。但し、第10条に定める手数料に関する事項についてはこの限りでない。

(分離条項)

第17条 本契約におけるいずれかの条項につき、特定の裁判管轄において当該条項の有効性、合法性又は執行力が否定された場合においても、当該条項以外の条項の当該裁判管轄における有効性、合法性及び執行力並びに当該裁判管轄以外の裁判管轄における本契約の条項の有効性、合法性及び執行力については影響がない。

(準拠法及び言語)

第18条 本契約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。

(協議事項)

第19条 本契約に定める事項及び本契約の内容に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議し、これを解決する。

(裁判管轄)

第20条 本契約に関連して生じるあらゆる紛争、意見の相違又は請求については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(以下余白)

上記契約締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名捺印のうえ、各1通を保有する。

2025年9月5日

甲 大阪府大阪市浪速区桜川四丁目4番26号
ニ ッ タ 株 式 会 社
代表取締役社長 北 村 精 一



乙 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
大 和 証 券 株 式 会 社
代表取締役社長 荻 野 明





